

# 森林作業員のみなさんの 就労の長期化・通年化につなげます



## ○森林作業員就業条件整備事業

年間140日以上を林業で働いた森林作業員の方に、森林作業員と事業主が1年間積み立てた掛金に、就労日数に応じた市町村と道の助成金を加えて、奨励金として年末に支給します。

### 【奨励金支給の対象期間】

当該年度の前年度の11月1日から当該年度の10月31日までの1年間

### 【奨励金支給の対象となる方】

次のすべてにあてはまる方

- ・ 中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の被共済者であること。
- ・ 対象期間中に林業で年間140日以上働いていること。
- ・ 就業先の事業主の方がこの事業に加入していること。
- ・ 当該年度の前年度の11月1日時点で65歳未満であること。

### 【奨励金の額】

就労日数に応じた一日あたりの奨励金に日数(上限250日)を乗じた額を支給します。

就労日数 区分	1日当たり掛金等の負担区分				奨励金/日
	作業員	事業主	市町村	道	
230 - 250	80円	80円	100円(0円)	100円	360円(260円)
210 - 229	80円	80円	95円(0円)	95円	350円(255円)
190 - 209	80円	80円	90円(0円)	90円	340円(250円)
170 - 189	80円	80円	85円(0円)	85円	330円(245円)
140 - 169	80円	80円	80円(0円)	80円	320円(240円)

\* ( ) は対象市町村が財政再生団体又は早期健全化団体の場合で、市町村の負担を除いた場合です。

## お問い合わせ・申込み先

一般社団法人北海道造林協会

### 北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル4F

TEL: 011-200-1381 / FAX: 011-200-1382

<https://www.shiencenter.or.jp/>